

## 独占禁止懇話会第209回会合議事概要について

平成30年4月25日  
公正取引委員会

1 日時 平成30年4月10日（火）15時30分～17時30分

2 場所 公正取引委員会大会議室

3 議題

- 「人材と競争政策に関する検討会」報告書について
- 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書について
- 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書について

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

(「○」は会員の発言, 「→」は公正取引委員会の応答)

## 1 「人材と競争政策に関する検討会」報告書について

- 一般の会社員が労働法制で保護されている一方で、フリーランスをどのように保護していくのかという部分は曖昧であった。働き方が多様化する中、特定の企業に属さない働き手の保護・活用という観点から今回の取組は重要であるが、独占禁止法の適用に当たっては、企業の活動を過度に萎縮させないよう、慎重に行うべきである。例えば、スポーツ界においては、競技によっては、選手と運営側の双方が納得できるルール作りに努めてきた経緯もある。公正取引委員会は、各分野の事情に基づいて、しっかり個別判断をしてもらいたい。
- フリーランスについては、専門的な高い技術を有する者であれば、発注者との交渉も可能であろうが、そのような技術を有していない場合には、低い対価で受注せざるを得なかつたり、長時間労働を強いられることがあってはならない。公正取引委員会においては、この点を踏まえ、しっかり監視をしてもらいたい。また、本報告書は分厚くて、分かりにくい記載もある。これを周知する際には、独占禁止法に詳しくない人でも理解できるよう、分かりやすく説明してもらいたい。  
→ 説明を分かりやすくすべきという点は御指摘のとおりである。可能な限り、平易な文章とするなど、理解しやすい内容に努めてきたところであるが、更に工夫していきたい。
- 政府として働き方改革を行っている中で、労働法制が対応していない部分について、公正取引委員会が対処することは意味があると思う。フリーランス等の保護について、労働法制と独占禁止法の双方が対処できないことがないよう、厚生労働省と連携して取組を進めてもらいたい。  
→ 報告書の取りまとめに当たっては、厚生労働省が検討会にオブザーバーとして参加するなど、同省とは連携して取り組んでいるところである。今後とも、必要に応じ厚生労働省と連携して対処してまいりたい。
- 人材分野に目を向けた公正取引委員会の取組は重要と考えるが、今回の報告書は、スポーツ、芸能など、従来から議論されていた分野が中心であった印象を受けた。今後、人材分野において本格的に独占禁止法の適用を考えるのであれば、より幅広く実態調査を行い、多様なデータを集めて検討する必要があるのではないか。人材分野については、労働者保護の拡大によって対処すべき問題も多い中、社会的な関心が高いので、公正取引委員会として正すべきものは何

か、そのスタンスを明確に示した方がよいのではないか。

- プラットフォーム上での取引やシェアリングエコノミーが拡大する中、いわゆるプロシューマー的な働き方もみられるようになっており、そういった働き方への対価の在り方について、今後、労働政策や競争政策でどのように対応するか考えていく必要がある。
- 今回の報告書は、中小企業の立場からすると、小規模事業者、個人事業者にとって示唆に富んだものである。労働組合と使用者の間の集団的労働関係における労働組合の行為について言及があるが、価格交渉で困っている中小企業が大企業と交渉する際の考え方にも示唆を与えるのではないかと感じた。
- この報告書は、個人が個人として働きやすい環境とするための検討が行われており、敬意を表する。そもそも契約が書面で行われていないことが問題の根幹であるため、まずは、書面化を進めることが重要ではないか。フリーターとは違い、フリーランスは自分の技術や能力を磨き、仕事の速さや質で勝負し、自ら仕事を選んでいる個人事業主なので、個人事業主について何をするかという観点が重要である。
- 不公正な取引方法のうち、一つの行為類型であるぎまん的顧客誘引については、公正取引委員会の告示で指定されており、行為要件として、「自己の供給する商品又は役務の内容」等について商品等の「供給」の場合に限定されるとの解釈もあり得るが、そのように解した場合には、発注者によるフリーランスに対する行為を、ぎまん的顧客誘引として捉えることができなくなってしまう。この点を踏まえ、不公正な取引方法の指定告示を改正するなどの検討をしてもらいたい。
- 人材獲得市場における独占禁止法の考え方を整理したことは、大変意味のあることであると思うが、どこに焦点を当てたのかが不明確であったように思う。フリーランス、芸能、スポーツ等、各分野で問題となり得る行為が異なっていた。また、今後はシェアリングエコノミー分野でも市場が拡大していくと考えられるので、プラットフォーマーの行為についても検討してはどうか。  
→ 今回の報告書においては、個人として働く者に対して何らかの仕事を発注する者の行為に焦点を当て、独占禁止法上の考え方を整理したものである。今後、調査を行うかはよく検討してまいりたい。

## **2 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書について**

- 特に、ドラッグストアにおいて非常に返品が多いことを憂慮している。返品等の問題行為が生じる理由は業界ごとに異なるので、その部分をしっかり調べもらいたい。また、業界に対する指導は良いことであるが、コンプライアンスを高める取組を行っている企業は少ないと思われるので、公正取引員会から働きかけてもらいたい。  
→ ドラッグストアにおける商慣行については、今後、必要に応じて、情報を集めていきたいと考えている。また、企業におけるコンプライアンス意識であるが、経営者が理解していても現場の労働者まで浸透していなかったり、その逆の場合もある。いずれにせよ、コンプライアンス意識の向上について、業界に対する働きかけを続けてまいりたい。
- 今回の実態調査は、前回の調査から6年が経過しているが、前回調査と今回調査の違いは何か。  
→ 調査手法が前回とは異なっているため、単純に経年比較ができるわけではないが、感覚的には、前回調査と比べて問題行為は減ってきていると思われる。また、今回の調査では、業界別に調査を行っており、例えば、従業員派遣の要請については、ディスカウントストアの業界において、問題となり得る行為を行っていた割合が高いことなどが判明した。
- 近年、ネット通販業者の規模が拡大し、納入業者への締め付けもあるようである。小売の多様化、消費の多様化も踏まえ、監視してもらいたい。
- 報告書をみると、取引年数が長期間であるほど、問題となる行為が多いとの結果が出ている。穿った見方かもしれないが、要請を受ける側は、取引を続けるメリットがあるため、無理な発注を受けても取引を続けるのではないかと思う。問題となる行為が発生する背景としては、取引依存度による影響もみる必要があると思われる。

## **3 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書について**

- 公立中学校における制服は規模の小さい市場であるが、報告書で指摘している内容は重要だと思う。ただし、報告書は、法律用語が多いので、独占禁止法を知らない人が理解するのは難しいのではないか。報告書の内容を周知するに当たっては、分かりやすい説明を心がけてもらいたい。  
→ より分かりやすい説明を心がけ、丁寧に周知していきたい。

- 制服が安く提供されるようになることは、消費者にとっても良いことである。  
制服は国内ではどの程度生産されているのか。  
→ 国内で流通している制服については、大手 4 社が 7 割のシェアを占める寡占市場となっている。国内における生産量等は不明であるが、関係者にヒアリングを行ったところ、基本的に国内で制服を生産しているとのことであった。
- 今回の調査は公立中学校の制服に限定しているが、報告書において指摘している内容は、私立学校についても当てはまるのではないかと思うが、この点はどうか。  
→ 報告書はあくまでも公立中学校を対象としたものであるが、同報告書において示した考え方は、私立学校の制服においても基本的に同様である。
- 英国における制服の実態調査を見たところ、英国の制服の価格は、日本の 6 分の 1 程度であることが分かった。この価格水準の差についてどう考えるか。  
また、今後、再調査の予定はあるのか。  
→ 他国との価格水準の差については、今回の調査対象ではなかったため、分析できていないが、規模や素材の違いが価格差の要因ではないかと思われる。再調査を行うかは、現時点においては未定である。本報告書については、全国の教育委員会に送付するなどして、現在、周知に努めているところである。
- 先日、公立小学校が高級ブランドのデザインを導入するとの報道がされていたが、この件について公正取引委員会はどのように考えているのか。  
→ どのような制服を採用するかは各学校の判断であるが、当委員会としては、競争が促進されることによって、生徒・保護者に良質で安価な制服が提供されることを期待している。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局)